

鳥取県訓令第2号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動後様式を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																			
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、官報に掲載する事項及びその報告に関する事項を定めるものとする。</p> <p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、官報に掲載する事項及びその報告に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（官報報告事項等）</p> <p>第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいもの<del>の</del>制定又は改廃</td> <td>様式第1号</td> </tr> <tr> <td>2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは<del>は</del>裁決をした場合のその要旨</td> <td>様式第2号</td> </tr> <tr> <td>3 知事の選挙の結果</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>4 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果</td> <td>様式第4号</td> </tr> </tbody> </table>	報告事項	様式	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいもの <del>の</del> 制定又は改廃	様式第1号	2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは <del>は</del> 裁決をした場合のその要旨	様式第2号	3 知事の選挙の結果	様式第3号	4 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 全国的に影響するところが大きい<del>の</del>制定又は改廃</td> <td>様式第1号又は様式第2号</td> </tr> <tr> <td>2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定<del>又は</del>裁決をした場合のその要旨</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>3 知事の選挙の結果</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第261条の規定による</td> <td>様式第5号</td> </tr> </tbody> </table>	報告事項	様式	1 全国的に影響するところが大きい <del>の</del> 制定又は改廃	様式第1号又は様式第2号	2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定 <del>又は</del> 裁決をした場合のその要旨	様式第3号	3 知事の選挙の結果	様式第4号	4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第261条の規定による	様式第5号
報告事項	様式																				
1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいもの <del>の</del> 制定又は改廃	様式第1号																				
2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは <del>は</del> 裁決をした場合のその要旨	様式第2号																				
3 知事の選挙の結果	様式第3号																				
4 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号																				
報告事項	様式																				
1 全国的に影響するところが大きい <del>の</del> 制定又は改廃	様式第1号又は様式第2号																				
2 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定 <del>又は</del> 裁決をした場合のその要旨	様式第3号																				
3 知事の選挙の結果	様式第4号																				
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第261条の規定による	様式第5号																				

5 人事異動	副知事、出納長、病院事業の管理者及び部局長等	様式第5号
	議会の議長及び副議長	様式第6号
	教育委員会、監査委員、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員	様式第7号又は様式第9号
	選挙管理委員会の委員	様式第8号
	議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	様式第5号
6 主たる事務所の設置又は変更		様式第10号
備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条に規定する部局長等をいう。		

（官報報告原稿の作成）

第4条 官報掲載事項に係る報告の原稿は、当該報告事項の所管課で作成し、官報報告主任に送付しなければならない。

（報告の事務手続）

第5条 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、直ちに総務省大臣官房総務課長へ3部送付するものとする。

住民投票の経過及び結果		
5 人事異動	副知事、出納長、病院事業の管理者及び部局長	様式第6号
	議会の議長及び副議長	様式第7号
	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、労働委員会及び収用委員会の委員	様式第8号又は様式第10号
	監査委員	様式第9号又は様式第10号
	議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	様式第6号
6 主たる事務所の設置又は変更		様式第11号

（官報報告原稿の作成）

第4条 官報掲載事項に係る報告の原稿は、各主管課で作成し、官報報告主任に送付しなければならない。

（報告の事務手続）

第5条 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、直ちに総務大臣に報告の事務手続をしなければならない。

様式第2号（第3条関係）

鳥取県

次の条例を制定し、×月×日公布した。

×××××条例の一部を改正する条例（鳥取県条例第××号）

.....

様式第2号(第3条関係)

その1 不服申立てがあった場合

鳥取県

地方税

××税について、次のとおり不服申立てがあった。

- 1 不服申立人の住所及び氏名
- 2 不服申立てがあった日
- 3 不服申立ての目的となった処分
- 4 不服申立ての概要
- 5 関係地方公共団体名
- 6 その他必要な事項

その2 不服申立てに対する決定又は裁決をした

場合

鳥取県

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて、次のとおり決定(裁決)した。

- 1 不服申立人の住所及び氏名
- 2 不服申立てがあった日
- 3 不服申立ての目的となった処分
- 4 関係地方公共団体名
- 5 決定(裁決)の日
- 6 決定(裁決)の内容
- 7 その他必要な事項

様式第3号 略

様式第4号 略

様式第5号(第3条関係)

鳥取県

新

旧

.....(.....)氏 名

.....(.....)氏 名

(以上×月×日)

注

- 1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は、辞職を先行させる。)同一月日の発令者が2人以上にわたる場合には、発令月日の記載を(以上×月×日)とすること(1人の場合は、「以上」は記載しない。)
- 2 新職欄の記載は、職員がその意により退職した場合は「辞職」、異動事由が任期満了(定年

様式第3号(第3条関係)

その1 不服申立てがあった場合

鳥取県

地方税

××税について、次のとおり不服申立てがあった。

- 二 不服申立て人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 二 不服申立ての目的となった処分
- 二 不服申立ての概要
- 二 関係地方公共団体名
- 二 その他必要な事項

その2 不服申立てに対する決定又は裁決した場

合

鳥取県

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて、次のとおり決定(裁決)した。

- 二 不服申立て人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 二 不服申立ての目的となった処分
- 二 関係地方公共団体名
- 二 決定(裁決)の日
- 二 決定(裁決)の内容
- 二 その他必要な事項

様式第4号 略

様式第5号 略

様式第6号(第3条関係)

鳥取県

新

旧

.....(.....)氏 名

.....(.....)氏 名

(以上×月×日)

備考

- 1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は、辞職を先行させる。)同一月日の発令者が2人以上にわたる場合には、発令月日の記載を(以上×月×日)とすること。
- 2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。

退職・死亡退職)である場合は「任期満了(定年退職・死亡退職)」とすること。

- 3 旧職欄の記載は、旧職が第3条の表5の項に掲げる職でない場合は、「職員(旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。)」とし、( )を付さないこと。

ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、××事務官又は××技官として( )を付して記載すること。

- 4 同じ表現又は役職が続く場合は、「同」を使用すること。

- 5 役職が「兼××」等の場合は、部分だけを記載し、××部分は削ること。

様式第6号(第3条関係)

鳥取県  
議長(副議長)選挙

議長(副議長)は、×月×日辞職し<sup>1</sup>(、欠員であったところ)、×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長)氏 名

様式第7号(第3条関係)

鳥取県  
××委員会委員(監査委員)任命(選任)  
委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)<sup>1</sup>(、欠員であったところ)×月×日次の者が任命<sup>2</sup>(選任)された。

××委員会委員(監査委員)氏 名

様式第8号(第3条関係)

鳥取県

- 3 旧職が部長、事務局長及び教育長でない場合は、旧職欄は事務吏員又は技術吏員とし、( )を付さない。

また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、××事務官又は××技官として( )を付して記載すること。

様式第7号(第3条関係)

鳥取県  
議長(副議長)選挙

議長(副議長)は、×月×日辞職し、<sup>1</sup>(欠員であったところ、)×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長)氏 名

備考

<sup>1</sup>( )については、様式第8号の備考<sup>1</sup>( )と準じた取扱いとすること。

様式第8号(第3条関係)

鳥取県  
××委員会委員任命(選挙・補充)  
委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)<sup>1</sup>(欠員であったところ、)×月×日次の者が任命<sup>2</sup>(選挙・補充)された。

××委員会委員 氏 名

備考

<sup>1</sup>( )は前任者が退職し後任者が選任(補充)されるまで期間があった場合に、<sup>2</sup>( )は選挙管理委員会委員の異動があった場合に記載すること。

様式第9号(第3条関係)

鳥取県

選挙管理委員会委員選挙（補欠）

委員は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）<sup>1</sup>（欠員であったところ）×月×日次の者が選挙（補欠）された。

選挙管理委員会委員 氏 名

様式第9号（第3条関係）

鳥取県

××委員会委員（監査委員）再任

委員は、×月×日再任された。

様式第10号（第3条関係）

鳥取県

事務所

×年×月×日××を次の位置に設置した（変更した）。

.....

備考 略

注 様式第6号から様式第9号まで

- 1 <sup>1</sup>（ ）は前任者が退職してから後任者が任命等されるまで2日以上期間があった場合に、  
<sup>2</sup>（ ）は監査委員及び人事委員会の異動の場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、  
同月×日」等とすること。
- 3 2名以上の場合は「 委員及び 委員」と、3名以上の場合は「 委員、 委員及び 委員」等とすること。
- 4 様式第8号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は、「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とすること。

監査委員選任

委員は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）<sup>1</sup>（欠員であったところ）×月×日次の者が選任された。

監査委員 氏 名

備考

<sup>1</sup>（ ）については、様式第8号の備考<sup>1</sup>（ ）と準じた取扱いとすること。

様式第10号（第3条関係）

鳥取県

××委員会委員（監査委員）再任

委員は、×月×日再任された。

様式第11号（第3条関係）

鳥取県

事務所

×年×月×日××を次の位置に設置した（××の位置を次の位置に変更した）（××を廃止した）。

.....

備考 略

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。